

日本赤十字看護大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）、日本赤十字看護大学学則及び日本赤十字看護大学大学院学則に基づき、日本赤十字看護大学（以下、「本学」という。）において授与する学位の種類、論文審査、試験及び学力の確認の方法、その他学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士（看護学）、修士（看護学）及び博士（看護学）とする。

(博士)

第3条 博士（看護学）の学位は、看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を有する者に授与する。

(修士)

第4条 修士（看護学）の学位は、広い視野に立って深い学識を修め、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者として高い能力を有する者に授与する。

(学位授与の要件)

第5条 学士の学位は、本学学則第36条により本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院学則第32条第1項により本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院学則第32条第2項により本学大学院の博士後期課程、又は、本学大学院学則第32条第3項により、博士課程共同災害看護学専攻を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う学位論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与する。

(学位授与の申請)

第6条 第5条第2項及び第3項により学位の授与を申請できる者は、研究科委員会が本学大学院学則で定める修了の期日（3月31日又は9月30日）に修了し得ると認められた者で、かつ修了の期日まで在籍し得る者とする。

2 博士後期課程に在籍する者が学位の授与を申請する場合は、研究科委員会が行う研究計画書の審査に合格していなければならない。これについては別に定める。

3 博士課程共同災害看護学専攻に在籍する者が学位の授与を申請する場合には、別に定める。

4 第5条第4項により学位の授与を申請する者は、所定の学歴及び研究歴を有し、学力を確認するための試験に合格したのち、予備審査会による審査を受けなければならない。これについては別に定める。

(申請方法及び申請書類)

第7条 修士課程に在籍する者が修士（看護学）の学位の申請をするときは、予め審査願を提出し、定められた期日までに、所定の修士（看護学）学位論文審査申請書に論文及び論文概要それぞれ3部を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。

第8条 博士後期課程に在籍する者が博士の学位の申請をするときは、予め審査願を提出し、定められた期日までに博士（看護学）学位論文審査申請書に、主論文及び論文概要、研究業績目録、参考

論文別刷及び履歴書各6部を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。なお、博士課程共同災害看護学専攻に在籍する者の博士の学位の申請については別に定める。

- 2 第5条第4項により学位論文の審査の申請をするときは、学位論文審査申請書に、主論文及び論文概要、研究業績目録及び論文別刷、履歴書及び最終学歴証明書各6部を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。

(審査の付託)

第9条 学位審査の申請があった場合には、学長はその審査を研究科委員会に付託するものとする。

(論文審査会)

第10条 研究科委員会は、修士の学位論文の審査及び最終試験を行うために、指導教員のほか研究科に所属する講師以上の教員、及び博士号を有する学部の教員のうちから選出された2名により構成する修士学位論文審査会(以下、「修士論文審査会」という。)を設置し、これに当たらせる。

- 2 修士論文審査会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、学位授与の可否についての審査報告書を研究科委員会に提出しなければならない。

- 3 研究科委員会は、博士後期課程に在籍する者の学位論文の審査及び最終試験を行うために、博士審査委員会を設置し、これに当たらせる。これについては別に定める。

- 4 博士審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行うため、指導教員のほか研究科に所属する教授及び准教授のうちから選出された4名により構成する博士学位論文審査会(以下、「博士論文審査会」という。)を設置し、これに当たらせる。

- 5 博士論文審査会は、論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨を添えて、審査結果を博士審査委員会に報告しなければならない。

- 6 博士審査委員会は、博士論文審査会の報告に基づき、論文及び最終試験について総合審査を行い、学位授与の可否についての審査報告書を研究科委員会に提出しなければならない。

- 7 研究科委員会は、博士課程共同災害看護学専攻に在籍する者の学位論文を受理したときは、共同災害看護学専攻教育課程連絡協議会(以下、「連絡協議会」という。)にその審査を付託するものとする。学位論文審査の構成員については、別に定める。

- 8 連絡協議会は、学位授与の可否について審議し、議決したときは、論文審査の要旨及び最終試験の結果並びに議決の結果を、文書をもって研究科長に報告しなければならない。

(審査の協力)

第11条 研究科委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認に当たって必要があるときは、他の大学院又は研究所等の協力を得ることができる。

(学力の確認の特例)

第12条 大学院博士後期課程における教育課程を終え、学位論文を提出しないで退学した者のうち、退学の日から起算して研究科委員会が定める年限以内に、再入学した上で論文による博士の学位を申請した者については、研究科委員会が適当と認めた場合、学力の確認の一部もしくはすべてを行わないことができる。

(審査期間)

第13条 博士の学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、学位申請を受理したときから1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(研究科委員会の判定)

第14条 研究科委員会は、第5条第2項から第4項までに規定する当該学位授与の可否について判

定する。

(研究科長の報告)

第15条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、文書で、学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第16条 学長は、本学学則第36条第3項の定めるところにより、本学を卒業した者に学士の学位を授与し、所定の学位記を授与する。

2 学長は、本学大学院学則第32条の定めるところにより、研究科委員会の報告に基づいて、修士又は博士の学位を授与し、所定の学位記を授与する。

3 第5条で定める学位の授与日は、別に定める。

(学位論文の要旨等の公表)

第17条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、論文の全文を公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定により、学位論文を公表する場合には「日本赤十字看護大学審査学位論文」又は「日本赤十字看護大学審査学位論文(要約)」である旨を明記しなければならない。ただし、博士課程共同災害看護学専攻に係る学位論文の公表については、当該共同教育課程を構成するすべての大学において審査を受けた学位論文又は要約である旨を明記しなければならない。

(学位名称の使用)

第19条 学位記を授与された者が、学位の名称を用いるときは、学位の次に(日本赤十字看護大学)を付記するものとする。ただし、博士課程共同災害看護学専攻に係る学位については、当該共同教育課程を構成するすべての大学名を付記するものとする。

2 学位の様式は、別表第1から別表第5までのとおりとする。

(学位授与の取消)

第20条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士の学位に関しては教授会、修士の学位及び博士の学位に関しては研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を還付させることがある。

2 教授会又は研究科委員会において、前項の議決をするには、構成員の3分の2の出席と、出席者3分の2以上の賛成を必要とする。

3 学位の授与の取消しについては、公表しなければならない。

(登録)

第21条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、3か月以内に、学

位（博士）授与報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（学位記の再交付）

第22条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を具し、学長に願い出なければならない。

（細則）

第23条 この規程で定めるもののほか、必要な細則は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成20年12月11日から施行する。

附 則

- 1 この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第17条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第18条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則

この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成30年7月1日から施行する。